

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2017.1
第75号

新年、あけましておめでとうございます。本年もどうぞ公文書館及び古文書倶楽部をよろしくお願いいたします。

元禄ワイドショー

「岡本元朝日記」第一巻より

新年早々、年末の話で失礼します。昨年流行語大賞は「神ってる」でしたが、候補のひとつに某大手週刊誌の名前も。そういえば一年前の今頃は、さまざまな有名人の不祥事がワイドショーを賑わしていました。その多くを最初に記事にしていたため、候補に名を連ねたようです。今回はそんな○春さんなら確実に飛びついたのであろう、元禄時代のスキヤンダルです。

「岡本元朝日記七」（混架七―三八〇―七）によると、元禄十四年（一七〇一）五月。御物書であった大貫万三郎は病気のため前年から「御免」となっており、自宅で療養中でした。ある夜、万三郎は弟に「内座（奥の部屋か）で複数の物音がする」と起こされます。

：そこにて万三郎おき候て戸をあけ誰と言葉かけ候へハ返事なしニさわざ、中半戸とやらあけ候て可逃見候者有之故いよいよ追詰誰と言葉かけ候へ共返事なく候間きり候由、

戸を開けて「誰だ」と問いかけたところ、返事をせず、騒ぎたてて外へ逃げようとしている気配です。さらに追いつめても返事がないため、万三郎は切りつけました。

すると、ようやく「私だ」と答えた声は、何と母親のものでした。灯りをつけてみると母親はかなりの重傷で、翌朝に亡くなります。実はこの部屋、もともと母親の寝所でした。なぜこのようにことが起こったのでしょうか？

様子は万三郎父利右衛門ハ江戸ニ去年より登居候、其うち母下人と密通いたし候由、其夜しも子とも盗人とうたかひ右之通之由、

そうです。父親が江戸に行つて長期不在の間、母親は使用人と不適切な関係を持つようになりました。それを息子が盗人と思ひ込んでしまったのです。ちなみに相手は逃走。実母を死なせてしまった万三郎は数日後に自害し、親類たちが病死と申し立てたそうで、日記は「さてさてふひんの事ニ候」と結んでいます。

この家の系図と思われるものが郷土資料の「大貫氏系図」（A288.2-1315）です。元禄十一年（一六九七）正月十六日付で、作成は大貫新左衛門となっています。その息子



郷土資料にある「大貫氏系図」（A288.2-1315）

が「万三郎」です。日記では父親の名は「利右衛門」ですから、系図の記述と合わないことになります。ところがこの系図では、新左衛門の弟が「理右衛門」なのです。あるいは日記を書いた岡本又太郎が、兄弟で名前をとり違えたのかもかもしれません。

郷土資料には明和年間や文化年間の系図もありますが、大貫家のものはありませんでした。何らかの理由で失われたのか？ それとも家系が絶えてしまったのか？ 断絶したとすれば、この一件が影響してはいないか？ 現代のワイドショー顔負けの事件に、いろいろと勝手な想像をせずにはいられません。 【鍋島 真】

古文書こぼればなし 寺に駆け込む

江戸時代の寺は、火事の火元となったり、軽い犯罪行為を犯した者の“逃げ場所”でもありました。役人やお殿様の処罰や「御叱」を受けるときに、寺（多くの場合その檀那寺）に逃げ込んで謹慎の意を示してしまおうのです。そうすると、領主権力であっても簡単にはその者に手は出せない、そのような慣行と共通理解が江戸時代にはありました。それは、秋田ばかりでなく、全国的に広くみられることです。

しかし、どのような犯罪行為をした者も、寺に駆け込めば赦免されたわけではありません。そのあたりの基準がはつきりしないのですが、秋田の事例をみてみたいと思います。

「北家日記」にも入寺の記事が頻繁に出てきます。明和三年（一七六六）十月のこと、仙北郡長野村で、無届で歌舞伎興行が計画されているらしいとの情報が北家に入ります。さっそく徒歩目付と足軽を派遣しますが、たしかにその場所に囲いなどはあるものの、催し自体はなく、彼らは囲いを取毀して帰ってきます。ところが数日後、また同様の情報が入り、今度は角館からも見物人が出かけているようです。北家が組下給人を派遣したところ、今度は実際に興行が行われています。長百姓らに尋問すると、村の若者たちが勝手に企画し、いくらやめさせようとしても聞き分けがなく、やむをえずこのようにな次第に至ったというのです。すでに肝煎はそ

の責任をとって常光院に入寺し、長百姓たちもあとを追うように入寺してしまいます。常光院からは使僧が遣わされ、入寺した者たちの赦免を北家に訴えますが、北家の言い分は、「いつれ御法度ヲ背候上猶又廿九日屹度申付候儀及違背候儀重々不届之致方二付、曾而入寺等にて相濟候儀二無之」というものでした。同村は、本肝煎が病気のため仮肝煎二人が務めていましたが、北家は、肝煎の怠慢から起こったことであるから、「両人之不届ニ帰シ候儀二候、いつれ追而同人共詮義申候様ニ申渡候」という態度をつらぬこうとしました。これが十月一日のことです。

その後常光院ほか長野村の寺院が何度も北家に詫びを入れ、十一月三日にいたって、ようやく長百姓の一部が赦免されています。その背景には「諸収納之節多人数入寺申居候而殊之外差支候」という事情もありました。実に一ヶ月以上にわたって寺に謹慎していたことになりました。

延宝七年（一六七九）のこと、北家当主の駕籠かきの小頭左次右衛門というものが、供を申し付けていたにもかかわらず、時間になっても現れません。調べさせたところ、二日前から知人の八助の所で酒びたりになり、あまつさえ他家の中間二人と夜通し口論していて、仕事をすっぽかしたことがわかりました。左次右衛門はただちに疏溪庵に入寺しますが、北家当主はおさまりがつきません。八助と中間は追放（おそらく角館）、左次右衛門については、「成敗可被成候へ共疎溪庵へ飛入候間南部へ追放」ということになりました。

次は、元禄七年（一六九四）の例。北家から暇を出され浪人となっていた石黒友之助という者が、母との口論中に脇指を抜き、はずみで八歳の弟に大怪我を負わせるという事件が起こります。友之助は本明寺に急遽駆け込みますが、さすがにこれは兄の類右衛門がその夜のうちに寺から引き出して北家に報告、左次右衛門は縄をうたれて「成敗」となっています。

もう一つ、寛延元年（一七四八）二月のことです。角館町の小間居たちが困窮を訴えて、米の他出さしとめや小売価格の引き下げを求めて騒ぎ出します。町代たちも手にあまる状態でしたが、北家は「一々不届」とこれを一蹴、騒ぎのきっかけをつくった「発端之者」たちを調査して書き出すよう命じます。それを聞いた者（おそらくはそれに該当しそうな小間居の者）たちはただちに本明寺や報身寺に入寺します。寺はその代理として詫びを入れ、北家も彼岸中のことでもあり、複数の入寺人がいては迷惑であろうとしてこれを赦免しています。

以上のように、寺は、当時人々にとって“避難場所”であり、僧侶たちは今でいう弁護士役を引き受けて北家との交渉にあたっています。大罪はこれによって赦免されることはありませんでしたが、ケースによっては罪一等を減ぜられて追放刑で済む場合、あるいは最後の例のように完全に赦免されるなど、様々でした。こうした事例をたくさん集め分析すると、当時の法慣行の面白い特徴が見えてくるかもしれません。